

## EUにおける我が国会計基準の同等性評価について

### 1. 概要

- (1) EU(欧州連合)においては、域内上場企業に対して、2005年1月以降、IAS(国際会計基準)を義務づけている。また、外国企業に対しても、今後、IAS又はこれと同等の基準を義務づける方向で検討を進めている。
- (2) EC(欧州委員会)は、日本・米国・カナダの各会計基準について、IASとの同等性を評価する予定である。
- (3) ECは、CESR(欧州証券規制当局委員会)に対して、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価についての技術的な助言を提出するように指示したところ。

### 2. CESRの技術的助言の公表

- (1) ECの指示を受けて、CESRが、本年7月5日に、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価について、ECに対する技術的助言を公表。
- (2) CESRの技術的助言は、日本基準について、米国・カナダの各会計基準とともに、以下の評価。
  - ① 全体として「同等」
  - ② 一定の補完措置(会計基準の重要相違に係る補完的情報開示)の要求
    - 非連結の適格特別目的事業体(QSPE)の連結(日・米・加)
    - 企業結合(持分プーリング法)、在外子会社の会計基準の統一(日)
    - ストック・オプションの費用化の2007年1月以前の実施(日・米)
    - その他追加的開示が必要となる差異(日・米・加)

### 3. 今後の見通し

(1) CESRの技術的助言を受けて、ECは、日本・米国・カナダの各会計基準の同等性評価について、本年末を目途に結論を出すべく、検討を進めてきている。

(2) ただし、最近になって、当初2007年1月とされていた外国企業へのIAS(又はこれと同等の基準)の義務づけの時期を、国際的な会計基準のコンバージェンスの動向を踏まえ、例えば2年程度延期する可能性についても検討することを示唆しはじめた。

(注1)米国では、現時点では、IASを含めた外国基準に対して米国基準への数値調整を求めているが、今後、遅くとも2009年までに外国企業のIASによる財務諸表を米国基準への数値調整なしに米国内で認める目標を示している。

(注2)カナダでは、2006年4月からの5年間の経過期間を経て、公開会社の会計基準をIASに移行する公開草案を、本年3月に公表。

### 4. 我が国の取組み

(1) 金融庁のこれまでの対応としては、以下の観点から、我が国の官民関係者と緊密に連携・協力しつつ、EUに対して、我が国会計基準の同等性を認めるよう、働きかけ。

- ① 我が国資本市場の基本的なインフラとなる会計基準の国際的信頼性に関わる問題
- ② 日本企業等のEU資本市場へのアクセス可能性に関わる問題

(2) 金融庁としては、今後のECによる我が国会計基準の同等性評価の検討に対して、国内の関係者と引き続き緊密に連携・協力して適切な対応に努めていく考え。

(3) 会計基準のコンバージェンスについては、本年3月からASBJとIASBの間で、コンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始している。

## 日本基準・国際会計基準・米国基準の比較

項目	日本基準	国際会計基準	米国基準
企業結合	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パーチェス法を原則とするが、対等合併と認められる限定的な場合、持分プーリング法を適用。(2006年4月から適用)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての企業結合にパーチェス法を適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 全ての企業結合にパーチェス法を適用。</li> </ul>
連結の範囲 (適格SPEの連結)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配力基準で連結。</li> <li>● 資産の流動化に関する法律に基づくSPE(特別目的事業体)については、一定の条件の下で、連結の対象外とされる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支配力基準で連結。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 持株基準で連結。</li> <li>● 一定の条件を満たす適格SPEについては、連結の対象外とされる。</li> </ul>
在外子会社の会計基準の統一	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 原則として、子会社についても日本基準を適用。</li> <li>● ただし、明らかに合理的でない場合を除き、現地の会計基準に準拠することが可能。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子会社についても国際会計基準を適用。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 子会社についても米国会計基準を適用。</li> </ul>
ストック・オプション費用化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ASBJは2006年4月からストック・オプションを費用化する公開草案を公表し、現在、基準化に向けて検討中。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スtock・オプションを費用化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● スtock・オプションを2006年1月から費用化する基準を決定済み。</li> </ul>